

草刈作業時の使用機械選定フロー

※ピンク枠部を追加

【基本事項】

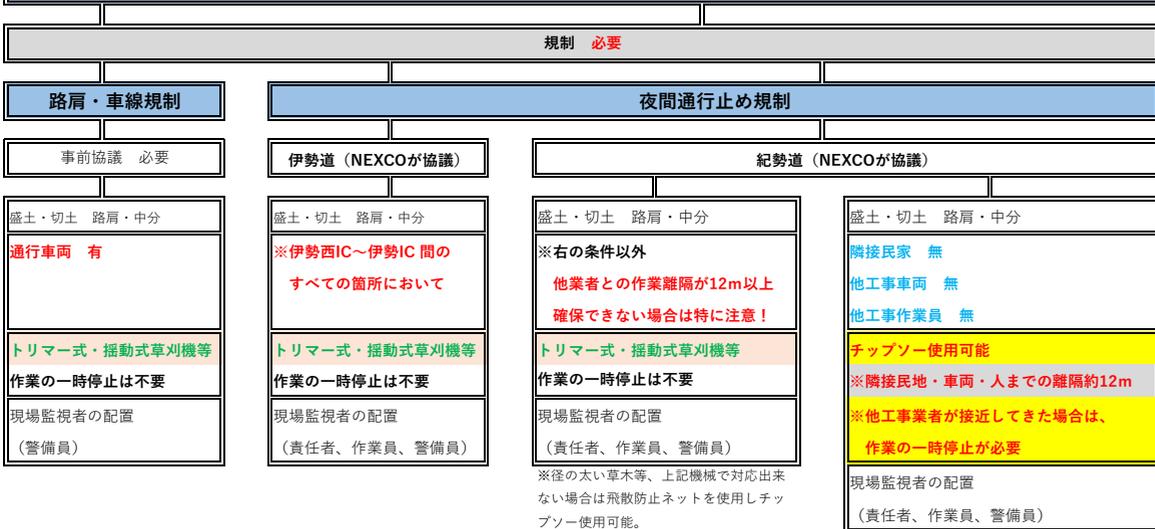
1. 飛び石対象は、「人・車・住宅」とする。「人・車」には、自ら離隔を監視できない高速道路関係者や他工事の作業員や工事用車両も含む。
2. 飛び石対象との離隔が12m以上確保できる場合は、チップソーを使用する。
3. 飛び石対象との離隔が12m以上確保できない場合は、トリマー式・揺動式草刈機等を使用する。ただし、作業一時中断で対応できる場合は、監視員を配置しチップソー使用可能とする。

協力会社・メンテによる計画・工程表作成段階・施工日、週間打ち合わせ時に、現地写真・航空写真を活用し施工機械を選択をする。

一般道 側道 草刈 (切土・盛土)



高速道路 本線



※離隔 約12mの根拠
多治見事業所において過去にチップソーにて飛び石の検証実験を実施
11mまで飛び石の飛散が確認された経緯があり